

内閣総理大臣認証 特定非営利活動法人



入会案内書

手技療術指導協会は「手技療術の技術向上と知識の普及および東洋医学の発展を図る」事で手技を仕事にしている方や、これからしようとする方をサポートする事を目的としております。療術では東洋医学の普及、発展を目的として認可された唯一の団体です。

整体師・療術師、それを目指す皆様へ

知識に不安のある先生！ 技術に不安のある先生！ 知識技術を提供して頂ける先生！ 私たちと一緒に明日の手技療術師の未来を築きましょう。

手技療術・整体・各種療法を営んでいる皆さん、私達の社会的地位をご存知ですか？「職業選択の自由」として経営する時代は終わりました。

どんなに有名な学校を出ていても、人に負けない技術を持っていても所詮、民間資格なのです。その中には無謀にも数日のセミナーで開業してしまう先生も存在いたします。

私がこの道に入ったのは純粋に伝統療法や整体に魅力を感じたからなのです。私の求めているものは国家資格のマッサージ・鍼灸師ではなく手技療術(整体)だったのです。最近特に問題となっているのが教育課程のあいまいのまま開業をしてしまっている先生なのです。残念ながらこの業界では毎年事故が発生しています。当然、世間の目は甘くはありません。しっかり勉強をしている先生にとっては迷惑千万の話ですが、世間では同じに見てしまいます。

わが国に於ける手技療術師の社会的地位は様々な状況からして、低く見られているのが現状です。それには先ず私達、療術師の意識の改革が必要です。皆さんもご存知のように療術師もいろいろあります。本来の精神を忘れ、神髄を置き去りにしてどうして人の為に尽くせるのでしょうか？ 一人独りの意識を改革してこそ、初めて社会貢献となり、社会に認められ、手技療術師として胸を張って業務を遂行できると思われれます。

当協会では国家資格に相当する筆記試験を実施、また技術講習会や各種セミナーを開催、協会の知識・技術のレベルアップを図り社会貢献をする目的で結成された協会です。是非、当協会の定める『手技療術師認定試験』を受講してください。

必要な事は先ず、『安全』であるという事で、様々な療法が乱立している世間で、この安全を疎かにしては個々のニーズに答える事は出来ません。先生方の知恵を借り安全療法を確立して行く事が第一で、もう一つ欲を言えば確実な裏づけがあれば、大きく社会貢献出来るのも夢ではありません。療術師の社会的地位向上へ、我々は活動を続けています。



手技療術指導協会 理事長

原田 聡

手技療術指導協会とは？

手技療術指導協会は、東洋医学の普及発展と療術師の社会的地位向上を目的に、実際に施術院を経営している先生が集まり、①技術向上 ②補償・信用の増大 ③経営の負担の軽減など、施術院の健全な運営の手助けの為の会であります。特定非営利活動法人ですので、会の運営等で利益を出すつもりはございません。

～ 会の活動と特徴 ～

技術交流



プロの手技療術師(整体・カイロプラクティック・氣功・リフレクソロジー・エステ)や、これから学びたい方々の為のセミナーを定期的で開催いたします。

技術の交流を行う事で、普段の施術でのスキルアップや意識の向上を目的とします。

損害保険



あつてはならない事故ですが、損害保険に加入する事により、万が一施術中に事故が起きても安心です。

信用増大



入会され認定試験を受講していただきますと、名刺・チラシ・看板などに『NPO 法人手技療術指導協会・会員・認定院』等と入れる事が出来ます。

負担軽減



会費や損害保険などの費用は出来るだけ安くし、会員の方々に負担がかからない様に運営をしております。

入会案内

1、入会から認定までの流れ

①書類の提出 → ②面談・理事会の審査 → ③入会・登録証の発行

※書類提出から入会までの間に、入会金、年会費をお支払いください。

➔ ④認定試験(希望者のみ試験用紙を送付)

➔ ⑤認定証の発行(合格者のみの発行)

➔ ⑥賠償保険への加入(希望者のみ)

※ホームページから入会申込も可能です。

提出書類

①入会申込書

②履歴書

③誓約書

④写真(3×4cm)

入会金 10.000 円

年会費 12.000 円

2、療術師認定試験について

施術の安全性向上と、健全な施術院経営の為に、入会時に『療術師認定試験』を実施いたします。「療術師認定試験」は希望者のみ、ただし試験に合格しなければ認定書は発行いたしません。

① 認定試験の受講資格

- 1、認定スクールの卒業生
- 2、国家資格を有する方
- 3、療術の資格を有する方 ※通信教育や短期の研修の場合は不可とする
実務経験が2年以上ある場合はご相談ください
- 4、手技療術指導協会の指導員の推薦がある方

② 認定試験の受講方法

- 1、認定スクールにて受験する
- 2、セミナー会場にて受験する
- 3、自宅で受験する(通信認定試験)
※現在、セミナー会場での受講は中止しております。(2020年4月より)
※自宅で受講された方のみ面談をオンラインで行います

③ 試験内容

- 1、筆記試験 : 解剖生理学、病理学、東洋医学を中心に基礎的な内容
- 2、論文提出 : 論文のテーマ「私の療術（整体）の考え」
「代替医療の発展」など
(論文の内容があいまいな場合は不合格または、再提出)

※決して難しい内容の試験ではございません。知識の確認と勉強のために
落とす為のものではございませんのでご安心して受講ください。
※入会后3ヶ月間に受講できない場合に関しましてはご相談ください。
※再受講も可能です。再受講費5千円

3、団体賠償責任保険制度

療術師認定試験に合格した方は、認定院が加入できる団体賠償責任保険に加入できます。
あつてはならない事故ですが、万が一に備えておくことも大切です。安心して仕事が行えるように、全てのセラピストにおすすめしています。

①保険の内容

2つのリスクに備えます

- 1、日本国内での整体など療術行為における身体事故
- 2、療術と施設利用に伴う財物の損壊事故

②保険の支払金額

対人賠償対物賠償共通保険金額 1億円 (1名1事故限度額)
自己負担 免責金額1事故あたり1000円

③お支払いいただき保険料金

保険料は、会員1名の場合、
療術所面積に応じて右のようになります。
(保険期間1年、団体割引5%適用、一括払)

療術所面積	保険料(年間)
10㎡以下	13,770円
10㎡超 20㎡以下	13,930円

※保険加入期間は4月1日から1年間となります。4月以降は月割りとなります。

引受保険会社: 損保ジャパン株式会社

引受代理店: 有限会社アーガス

4、手技療術指導協会 事務局・役員のご案内

本 部

理事長 原田 聡（横浜療術院 院長）

〒231-0849 神奈川県横浜市中区麦田町 3-88

TEL:045-625-0738

埼玉支局

専務理事 浅見 正英（浅見療術院 院長）

〒369-1305 埼玉県秩父郡長瀨町長瀨 477-4

TEL:0494-69-2041 / FAX:0494-66-0021

事務局

中畷 久美（蘇楽夢 院長）

〒323-0820 栃木県小山市西城南 3-17-7 城南ウイングパートⅢ 301

TEL:090-3450-8112

長野県統括責任者

井出 博士（あとリエ佐久 院長）

〒384-0412 長野県佐久市田口

九州統括責任者

理事 松田 ひろし（松田カイロ療術院 院長）

〒892-0877 鹿児島県鹿児島市吉野 1-31-11

TEL:099-243-2184

長野県統括部長

小林 昭雄（信州整体療術院 院長）

〒386-0002 長野県上田市住吉3470-1

TEL: 0268-23-1795

熊本県統括部長

東 圭一郎（阿蘇くまのツボ押し 院長）

〒862-0970 熊本市中央区渡鹿 6-7-46-201

5、お振り込み先のご案内

振込口座 ジャパンネット銀行 ビジネス営業部

口座番号 2911415

振込先名 特定非営利活動法人 手技療術指導協会

※当協会では、原則として現金でのお受け取りは致しません。

※お振り込み手数料は各自負担となります。ご了承下さい。

※振り込み下さった方の団体名／個人名を御記入、御記帳下さい。

入会金 10.000 円 年会費 12.000 円

NPO 法人 手技療術指導協会 入会規約

入会者は、下記の規約に従い会員活動・指導、普及活動を行ってください。
また、入会者は下記の入会規約を厳守する事を誓約し、別紙の入会誓約書に署名/捺印する。

第1条 会員規約

- 1 項 入会希望者は、入会申込書・誓約書・履歴書を協会に提出、理事会の審査後、正会員となる。
- 2 項 協会の運営に悪影響を与える者、名誉を脅かす者は即、除名処分とする。
- 3 項 会費（入会費、スクール会費等）の滞納者は(期日より3ヶ月以上)退会したものとみなし除名処分する。
- 4 項 その他、社会的秩序に基づき会員にそぐわないと判断された場合は、理事会にて除名を確定する。
- 5 項 会費（入会費、スクール会費等）ならびに各種保険代は原則として返金返納いたしません。
- 6 項 病院や診療所、クリニック等に似せた紛らわしい名称を使用してはならない。
- 7 項 効能・効果や症状をチラシ・看板等に記載をしない。
- 8 項 認定証の発行は、認定試験合格者のみとする。
- 9 項 認定証、認定試験及び協会の発行するテキストの複製転載、第三者への公開を禁止する。
- 10 項 認定療術師は年一回以上のセミナー受講を必要とする。
- 11 項 損害保険は、療術師の認定を受けた者のみ加入できる。

第2条 名称使用規約

- 1 項 施術院/学校運営等での協会名の使用は、必ず許可を得てから行う。
- 2 項 協会の名称使用については、書面にて内容の申請をし、審査の後使用を許可する。
- 3 項 協会名称の不正使用者は罰金を科したうえ除名処分する。
- 4 項 退会除名後は協会名称の使用を直ちに禁止し、従わない場合は罰金処分を行う。
- 5 項 営利目的での名称の使用を禁止する(高額セミナー・高額会費・無許可の物品販売等)。
- 6 項 協会の名称を使用した会での会費の徴収・物品販売等を行う場合は、内容申請時にその旨を書面にて提出し、申請以外の徴収・販売は認めない。

* 注意 協会名称を看板やチラシ、名詞の肩書きとして使用する場で、下記の表記の場合は申請の必要はありません。

①内閣府認証 NPO(特定非営利活動)法人 手技療術指導協会 会員/加盟/指定施術院

②内閣総理大臣認証 特定非営利活動法人 手技療術指導協会 加盟施術院/所属整体院

手技療術指導協会 入会申込書

氏名 _____ ⑩ 生年月日 _____ 年 月 日

〒 _____

住所 _____

電話 _____ - _____ - FAX _____ - _____ -

院名／店名 _____

* 上記と同じ場合は記入しないで結構です。

〒 _____

施術院住所 _____

電話 _____ - _____ - FAX _____ - _____ -

※ 手技療術指導協会認定試験を希望の方は即日送付いたします。

認定試験を希望します ・ 希望しません (○を付けてください)

誓約書

別紙の特定非営利活動法人手技療術指導協会が示す3規約を、

私(氏名) _____ ⑩ は誓約いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ ⑩

特定非営利活動法人 手技療術指導協会 御中